3　N33°36′11″E130°44′24″の地点、N33°29′44″E130°48′00″の地点、N33°34′37″E130°51′45″の地点及びN33°36′11″E130°44′24″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で3,650m未満のもの

4　N33°44′58″E130°59′45″の地点、N33°40′47″E130°41′49″の地点、N33°36′11″E130°44′24″の地点、N33°34′37″E130°51′45″の地点及びN33°44′58″E130°59′45″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度1,850mを超え3,650m未満のもの

5　次に掲げる区域の直上空域で高度4,550m以下のもの

イ　N33°45′08″E129°46′56″の地点を中心とする半径27㎞の円内の区域のうちN34°00′07″E129°46′26″の地点とN33°46′48″E129°52′36″の地点を結ぶ直線の西側にあり、かつ、N33°46′48″E129°52′36″の地点とN33°32′57″E129°58′00″の地点を結ぶ直線の西側にあるもの

ロ　N33°51′11″E130°45′58″の地点、N33°46′21″E130°28′50″の地点、N33°03′53″E130°33′03″の地点、N33°05′33″E131°01′28″の地点、N33°40′47″E130°41′49″の地点、N33°42′28″E130°48′58″の地点及びN33°51′11″E130°45′58″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域

6　N33°52′47″E130°51′40″の地点、N33°51′11″E130°45′58″の地点、N33°42′28″E130°48′58″の地点、N33°43′51″E130°54′45″の地点及びN33°52′47″E130°51′40″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度2,450m以上4,550m以下のもの

7　N33°58′36″E131°12′15″の地点、N33°52′47″E130°51′40″の地点、N33°43′51″E130°54′45″の地点、N33°48′29″E131°14′25″の地点及びN33°58′36″E131°12′15″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度3,650m以上4,550m以下のもの

8　次に掲げる区域の直上空域で高度5,200m以下のもの

イ　福岡ＶＯＲＴＡＣ（N33°41′E130°23′）を中心とする半径81㎞の円内の区域のうちN34°15′54″E130°56′55″の地点とN34°09′37″E129°42′00″の地点を結ぶ直線の北側にあるもの

ロ　N34°15′54″E130°56′55″の地点、N34°09′37″E129°42′00″の地点、N33°46′48″E129°52′36″の地点、N33°37′03″E129°56′24″の地点、N33°51′35″E130°47′20″の地点、N34°01′33″E130°54′04″の地点及びN34°15′54″E130°56′55″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（周防ＶＯＲを中心とする半径22㎞の円内の区域に係るものを除く。）

9　周防ＶＯＲを中心とする半径22㎞の円内であって、かつ、芦屋タカンを中心とする半径27㎞の円内の区域のうちN33°59′05″E130°55′38″の地点とN33°53′27″E130°53′56″の地点を結ぶ直線の西側にあり、かつ、N33°53′27″E130°53′56″の地点とN33°51′35″E130°47′20″の地点を結ぶ直線の北側にあるものの直上空域で高度2,450m以上5,200m以下のもの

10　次に掲げる区域の直上空域で高度3,050m以上5,200m以下のもの

イ　福岡ＶＯＲＴＡＣを中心とする半径81㎞の円内の区域のうちN34°15′54″E130°56′55″の地点とN34°11′28″E131°02′45″の地点を結ぶ直線の東側にあるもの

ロ　N34°15′54″E130°56′55″の地点、N34°01′33″E130°54′04″の地点、N33°59′05″E130°55′38″の地点、N34°11′28″E131°02′45″の地点及びN34°15′54″E130°56′55″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（９に係る区域を除く。）

11　N34°16′48″E131°08′22″の地点、N34°15′02″E130°58′13″の地点、N33°59′05″E130°55′38″の地点、N33°53′27″E130°53′56″の地点、N33°58′36″E131°12′15″の地点及びN34°16′48″E131°08′22″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度3,650m以上5,200m以下のもの（10に係る区域を除く。）

表大分進入管制区の項１イ中「大分ＶＯＲを中心とする」を「大分ＶＯＲ（N33°13′E131°42′）を中心とする」に改め、「鹿児島ＶＯＲＴＡＣ」の次に「（N31°42′E130°35′）」を加え、同項１ロ中「武蔵ＶＯＲ」の次に「（N33°29′E131°44′）」を加え、同項１ニ中「熊本ＶＯＲ」の次に「（N32°50′E130°50′）」を加える。

表長崎進入管制区の項１中「、3,050m」を「3,050m」に改め、同項１イ中「のうち壱岐ＶＯＲ」の次に「（N33°45′E129°47′）」を加え、同項３中「、3,050m」を「3,050m」に改める。

附　則

この告示は、平成二十四年十月十八日から施行する。

○国土交通省告示第千三十五号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月二十日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

第二項の表羽田ＶＯＲの項中「昭和44年７月24日」の次に「（平成24年11月15日から平成25年２月６日まで供用休止）」を加え、同項の次に次のように加える。

大田VOR	上欄に同じ	N35°33′E139°45′ 東京都大田区	115.15	200	なし	ＯＴＥ	24時間	平成24年11月15日	大田ＤＭＥと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

第二項の表豊田ＶＯＲの項を削る。

第五項の表羽田ＤＭＥの項中「昭和44年７月24日」の次に「（平成24年11月15日から平成25年２月６日まで供用休止）」を加え、同項の次に次のように加える。

大田DME	上欄に同じ	N35°33′E139°45′ 東京都大田区	1,059	3	なし	ＯＴＥ	24時間	平成24年11月15日	大田ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

第五項の表豊田ＤＭＥの項中「ＴＴＥ」を「ＴＴＤ」に、「豊田ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用」を「なし」に改める。

附　則

この告示は、平成二十四年十月十八日から施行する。ただし、第二項の表羽田ＶＯＲの項、同表大田ＶＯＲの項、第五項の表羽田ＤＭＥの項及び同表大田ＤＭＥの項の改正規定は、同年十一月十五日から施行する。

○国土交通省告示第千三十六号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百三十七条の二第一号ハ、第二号ロ及び第三号イの規定に基づき、建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月二十日　　国土交通大臣　羽田雄一郎